

保護者 各位

江戸川区教育委員会

教育用クラウドサービスを活用した教育活動に関する同意のお願い

江戸川区では、授業等における学習やオンライン授業、児童生徒との面談等の教育活動において、インターネット上のクラウドサービスや Web 会議サービス（以下「教育用クラウドサービス」）を活用した教育活動に取り組んでまいります。

つきましては、下記事項をご確認いただいた上で、教育用クラウドサービスを活用した教育活動に関する同意書のご提出をお願いいたします。

（同意書の提出がない場合、教育活動に利用する教育用クラウドサービスのうち一部又は全部を利用できない可能性があります。）

1. 教育用クラウドサービスの利用に伴う個人情報の利用について

（1）教育用クラウドサービスにて利用する個人情報^{*1}

- ・学校名、学年、クラス、出席番号、氏名等の児童生徒を識別するための情報
- ・学習記録（課題、ワークシート、レポート、提出物、作品、作成した資料等）
- ・学習活動の記録（授業や学校行事・部活動等の写真・動画等）
- ・学校と家庭との連絡内容（学校からのお便り、配布資料、出欠席確認等）
- ・児童生徒及び保護者と学校とのオンライン面談における内容（学校での生活態度、進路情報等）
- ・本人が提供することに同意した情報（アンケート等）
- ・教育用クラウドサービスを用いたオンラインによる授業等における参加者に係る映像及び音声^{*2・3}

^{*1} 教育用クラウドサービスで上記個人情報を利用する場合は、インターネット上で上記個人情報を含むデータの送受信・保存等が行われます。

^{*2} オンライン授業等では、参加者間で相互に上記の個人情報が共有されます。

^{*3} 外部講師等、学校関係者以外がオンライン授業等に参加する場合があります。

学校関係者以外に対し、オンライン授業等で得た個人情報の目的外利用を禁止する等、個人情報の適正な取扱いを遵守させます。

（2）個人情報の取り扱いについて

- ・学校での教育用クラウドサービスの利用における個人情報の取り扱いは、教育活動上必要な範囲での利用とし、それ以外の用途には一切使用しません。
- ・教育用クラウドサービスは、文部科学省が定めるセキュリティの基準等を踏まえ、江戸川区教育委員会が選定したもののみを利用します。
- ・保護者の同意なく、教育用クラウドサービスに氏名などの個人情報を使用しません。
また、法令等に基づくもの以外で、保護者の同意なく第三者に個人情報を提供しません。
- ・「江戸川区個人情報保護条例」、「江戸川区教育情報セキュリティポリシー」、「江戸川区情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報を適切に取り扱います。

2. ログ等の取得について

江戸川区教育委員会では、盗難・紛失時の検索やインターネット利用状況の確認等、児童生徒の適切な端末利用に関する確認・調査のため、利用状況（通信状況・閲覧履歴・操作履歴・位置情報の記録等。以下「ログ等」）を取得します。不適切な利用がある場合には、学校から連絡させていただきます。また、遠隔での操作や使用制限を行う場合があります。

-----（きりとり線）-----
江戸川区教育委員会宛

上記内容を確認し、個人情報（学年、クラス、出席番号、氏名等）を教育活動に必要な教育用クラウドサービスにおいて扱うこと及びログ等の取得について同意します。

令和 年 月 日

学校名 _____

児童生徒氏名 _____

年 組 出席番号 _____

保護者氏名 _____

【資料】「同意のお願い」につきまして

本同意書は、江戸川区個人情報保護条例等の個人情報保護に関する規程に基づき、氏名などの教育用クラウドサービスにおいて必要な範囲に限り個人情報を取り扱うこと及び利用状況（ログ等）の取得についての同意のお願いとなります。

ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【同意いただくことで可能となる教育活動の例】

オンライン授業・面談

<授業>



【先生】
〇〇さん、△△さん
考えを発表してください

<面談>



【先生】
〇〇さん、熱は
下がりましたか？

○ 教員がお子様の名前を呼ぶこと・参加者がお互いの顔を見ることができます。

日々の学習

<文書作成保存・課題提出>



文書作成・保存
課題提出

1-1 3番
江戸川太郎
問1……
クラウド

○ 氏名・クラスなどを記入した課題の提出や文書の作成保存ができます。

アンケート回答

アンケート回答

2-2 2番
江戸川花子
質問 1:①
質問 2:②

アンケート作成

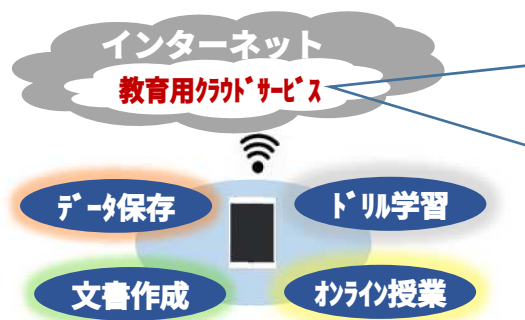
クラウド

児童生徒 教員

○ 教員が作成したアンケートについて、氏名・クラスなどを記入した回答ができます。

（参考）教育用クラウドサービスとは

インターネットを経由してオンライン授業等の教育活動に関するサービスを提供します。



【区で活用する主な教育用クラウドサービス】

Microsoft 365 (マイクロソフト 365)

文書作成、保管、オンライン授業などに活用します



ライオン eライブラリアドバンス

(e ライブラリアドバンス)

日々のドリル学習に活用します

教育用クラウドサービス運用要領

(目的)

第1条 この要領は、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき江戸川区教育委員会（以下「区」という。）が導入したインターネットを経由して提供されるクラウドサービスを教育活動において利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教育用クラウドサービス

インターネット等のコンピュータネットワークを経由して提供されるクラウドサービスのうち、教育活動において利用するものとして区が選定したものをいう。

(2) 学校等

江戸川区学校設置条例（昭和32年4月江戸川区条例第6号）別表に掲げる幼稚園、小学校、中学校および学校サポート教室をいう。

(3) 児童生徒

学校等に在籍する児童生徒をいう。

(4) 教職員

学校等に勤務する教職員をいう。

(5) タブレット端末等

以下の機器をいう。

- ① 区が貸与した児童生徒用タブレット端末
- ② 学校に配備している教員用タブレット端末
- ③ パソコン室に設置しているパソコン

(教育用クラウドサービス最高責任者)

第3条 教育長を教育用クラウドサービス最高責任者（以下「最高責任者」という。）とする。

2 最高責任者は、教育用クラウドサービスを選定する権限を有する

3 最高責任者は、選定した教育用クラウドサービスを適正に運用する統括的な権限及び責任を有し、教育用クラウドサービスの利用に関し、本要領に基づき、必要な事項を定める。

(教育用クラウドサービス責任者)

第4条 教育推進課長を教育用クラウドサービス責任者（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、教育用クラウドサービスの適正な運用管理のために必要な措置を取らなければならない。

なお、責任者は、最高責任者の指示に従い、運用の見直し、設定変更等を行う権限及び責任を有する。

3 責任者は、教育用クラウドサービス利用管理者に対し、その所管する学校において、教育用クラウドサービスが適正に利用されるよう指導を行う権限を有する。

(教育用クラウドサービス運用管理者)

第5条 責任者を補佐するため、教育推進課計画調整係長を教育用クラウドサービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）とする。

2 運用管理者は、教育用クラウドサービスに関する次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 教育用クラウドサービスへのアカウント管理に関すること。
- (2) 教育用クラウドサービスを利用するために必要な機器及びソフトウェアの管理に関すること。
- (3) 学校等に対し、必要な情報を提供すること。
- (4) 障害管理に関すること。
- (5) 教育用クラウドサービス提供事業者および保守運用事業者等との各種調整に関すること。

3 運用管理者は、運用の実務を担当する者（以下「運用担当者」という。）を1名以上選任することができる。

(教育用クラウドサービス利用管理者)

第6条 学校長及び教育委員会事務局各課長を教育用クラウドサービス利用管理者（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、所管する学校等または課（以下「拠点」という。）における教育用クラウドサービスの利用について、その責任を負う。

3 管理者は、所管する拠点において教育用クラウドサービスが適正に利用されるよう、運用ルール等を規定し、教育用クラウドサービス利用者に対し、各種規定や運用ルール等を周知し、徹底させなければならない。

- 4 管理者は、所管する拠点において、本要領と異なる利用を発見した場合、その教育用クラウドサービス利用者に対し、適正に利用するように指導しなければならない。また、その利用が著しく本要領に反していた場合、責任者に報告しなければならない。

(教育用クラウドサービス利用者)

第7条 教育用クラウドサービス利用者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教職員及び教育委員会事務局職員のうち業務上必要な者（以下「教職員等」という。）
- (2) 児童生徒
- (3) 学校等に在籍する児童生徒及び園児の保護者（以下「保護者」という。）
- (4) その他、責任者が必要と認めるもの（以下「その他の利用者」という。）

(教育用クラウドサービスの要件)

第8条 教育用クラウドサービスは、全ての学校等で共通して使用でき、かつ、原則として次の各号に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 教育用クラウドサービスの利用者から教育用クラウドサービスへのアクセスにあたって、暗号化された通信を用いていること。
 - (2) 広告が表示されず、教育用クラウドサービスに登録した情報が他の広告等に使用されないこと。
 - (3) 日本語に対応しているものであること。
 - (4) 適切なセキュリティレベル及び信頼性を確保していることが確認できるものであること。
 - (5) 国内法の適用が可能であること。
 - (6) 第12条に示す情報セキュリティ対策への対応が可能であること。
 - (7) サービスや契約内容に応じた適切な SLA（サービス品質保証）であること。
- 2 教育用クラウドサービスは、当該サービスの利用規約、「江戸川区教育情報セキュリティポリシー」及び関連規程の制限の範囲内で運用する。

(アカウントの発行及び管理)

第9条 責任者は、教職員等及び児童生徒が教育用クラウドサービスを利用することができるアカウントを発行し、管理者に配付する。

- 2 児童生徒に配付するアカウントは、児童生徒1人につき1アカウントとし、所属する学校等毎に作成する。
- 3 教職員等に配付するアカウントは、学校等毎に、所属教職員等の人数に応じて作成する。
- 4 管理者は、教職員等及び児童生徒に対し、責任者から配付されたアカウントを割り当てた上で付与する。なお、管理者は教職員等及び児童生徒以外の利用者にアカウントを付与してはならない。
- 5 管理者は、管理簿等により、アカウント及びパスワード等の付帯情報と教職員等及び児童生徒を紐づけて管理しなければならない。
- 6 責任者は、卒業や転出等の理由により、児童生徒がその要件を満たさなくなった場合は、当該アカウントを回収し、教育用クラウドサービス上のデータを削除しなければならない。
- 7 管理者は、異動・退職等の理由により、教職員等が利用者としての要件を満たさなくなった場合は、当該アカウントを回収し、教育用クラウドサービス上のデータのうち、今後の教育活動に不要なものについては、これを削除しなければならない。
- 8 責任者は、タブレット端末等の紛失等により情報セキュリティが害される可能性がある場合は、該当のアカウントを停止することができる。

(利用環境)

第10条 児童生徒の教育用クラウドサービスの利用は、タブレット端末等を使用するものとする。

- 2 教職員等の教育用クラウドサービスの利用は、タブレット端末等を使用するものとする。
ただし、管理者が在宅勤務等の学校等外での使用が必要であると認めた場合は、付与されたアカウントを用いて、タブレット端末等以外の端末等から利用することができる。
- 3 管理者は、対面や集合での実施が困難または教育活動の円滑な実施のためにオンラインによる授業や面談等が必要と判断した場合、保護者及びその他利用者について、必要な範囲において、教育用クラウドサービスを利用させることができる。ただし、教育用クラウドサービスにタブレット端末等以外の端末等を用いる必要がある場合、管理者は責任者による可否判断の後に手順を定めて実施しなければならない。
- 4 管理者は、第2項ただし書及び第3項の場合において、教育用クラウドサービスに接続する端末等にウイルス対策ソフトや暗号化通信等の情報セキュリティ対策が施されていることを確認しなければならない。

(タブレット端末等のセキュリティ対策)

第11条 責任者は、タブレット端末等について、MDM (Mobile Device Management) 等による管理・統制により、利用者によるソフトウェアインストール等の許可しない操作が実行できないようにしなければならない。

2 責任者は、タブレット端末等について、フィルタリング等により不適切なWebサイト閲覧を制限しなければならない。

3 責任者は、タブレット端末等のOSや機種等に応じたウイルス対策を実施しなければならない。

(教育用クラウドサービス利用におけるセキュリティ対策)

第12条 責任者は、配付するアカウント以外の外部アカウントが、教育用クラウドサービスの区専用領域（以下「区テナント」という。）の情報やサービス等にアクセス（以下「参加」という。）できないようにしなければならない。

2 管理者は、オンライン授業等の実施にあたり、外部アカウントを区テナントに参加させる必要がある場合は、参加期間を限定し、区テナントにゲストとして招待することができる。なお、招待権限は教職員等のみとし、不適切なゲストや参加期間経過後のゲストは強制的に排除可能としなければならない。

3 責任者は、利用者から教育用クラウドサービスへのアクセスにあたって、暗号化された通信を用いるようにしなければならない。

4 責任者は、区テナント内のストレージにデータアップロードを行う際は、教育用クラウドサービスにおいて自動でウィルススキャンを行い、ウイルスが検知された場合はメッセージ表示や機能制限を自動で行うようにしなければならない。

5 責任者は、教育用クラウドサービス上において、児童生徒同士もしくは児童生徒と教職員等が個別に連絡を取ることができないようにしなければならない。

6 管理者はオンライン授業等の実施にあたり、外部の教育用クラウドサービスに参加する必要がある場合は、ゲストとして招待を受けなければならない。また、管理者は、参加する外部の教育用クラウドサービスに第1項から第5項までのセキュリティ対策に準ずる対策が施されていることを確認しなければならない。

7 教育用クラウドサービスのパスワードは、遠隔操作等により、責任者及び管理者による初期化や変更が可能でなければならない。

(教育用クラウドサービスにおける個人情報の利用)

第13条 教育用クラウドサービスにて利用する個人情報は次の各号に掲げるものとする。

(1) 児童生徒を識別するための情報（学校名、学年、クラス、出席番号、氏名 等）

(2) 学習記録（課題、ワークシート、レポート、提出物、作品、作成した資料 等）

(3) 学習活動の記録（授業、学校行事、部活動等の写真及び動画 等）

(4) 学校と家庭との連絡内容（学校からの手紙、配布資料、出欠席確認 等）

(5) 教育用クラウドサービスを用いたオンラインによる授業等における参加者に係る映像及び音声

(6) 本人が提供することに同意した情報（アンケート 等）

2 前項の個人情報は、教育活動上必要な範囲での利用とし、教育活動以外の用途 にて使用してはならない。

(ログ等の取得について)

第14条 管理者は、利用者の教育用クラウドサービスの適切な利用に関する確認及び調査のため、利用者の利用状況（通信状況、閲覧履歴、操作履歴、位置情報の記録等。以下「ログ等」という。）を取得し、適正に管理しなければならない。

(個人情報の利用等の同意)

第15条 責任者は、教育用クラウドサービスにおける個人情報の利用及びログ等の取得（以下「個人情報の利用等」という。）にあたっては、利用者から同意を得なければならない。

2 児童生徒、保護者及びその他の利用者は、教育用クラウドサービスにおける個人情報の利用等にあたっては、別に定める同意書の内容を理解した上で、管理者に同意書を提出しなければならない。なお、責任者又は管理者が認める場合はこの限りではない。

3 前項の同意について、児童生徒にあっては保護者の同意とする。ただし、中学校に在籍する生徒のうち18歳以上の者について、保護者からの同意取得が困難である場合は管理者の判断により、本人同意とすることができる。

4 利用者が同意しない場合、教育用クラウドサービスにおいて、当該利用者が利用に同意しない個人情報を扱ってはならない。この場合、管理者は当該利用者について、利用に同意していない個人情報を扱

わない範囲で教育用クラウドサービスを利用させなければならない。

(教育用クラウドサービスに登録できる情報)

第16条 利用者は、教育活動に必要な範囲内で教育用クラウドサービスに情報(個人を特定できる情報を含む)を登録することができる。ただし、前条の同意のない個人情報を登録することはできない。

2 責任者は、教育用クラウドサービスの運用に必要な範囲内で全ての利用者の氏名及び学校名その他の個人を特定できる情報を教育用クラウドサービスに登録することができる。ただし、前条の同意がない個人情報を登録することはできない。

3 利用者は、「江戸川区教育情報セキュリティポリシー」に定める重要度Ⅱ以上の情報のうち、利用者を識別するために必要な情報(学校名、学年、クラス、出席番号、氏名等)以外の情報を教育用クラウドサービスに登録してはならない。

4 教育用クラウドサービスには、江戸川区個人情報保護条例第7条に該当する情報を登録してはならない。

(個人情報等の取り扱い)

第17条 区は、「江戸川区個人情報保護条例」、「江戸川区教育情報セキュリティポリシー」、「江戸川区情報セキュリティポリシー」に基づき、教育用クラウドサービスに係る個人情報及びログ等を適切に取り扱わなければならない。

2 区は、教育用クラウドサービスにおいて、第15条の同意のない個人情報及びログ等を教育用クラウドサービスにて取り扱ってはならない。

3 区は、法令に基づくもの等以外、第15条の同意なく第三者に教育用クラウドサービスに係る個人情報及びログ等を提供してはならない。

4 教育用クラウドサービスの目的外利用の防止、児童生徒の人権保護等の理由から、利用者が教育用クラウドサービスを利用し作成・取得等を行った情報及びログ等について、必要な場合は最高責任者の判断により閲覧、使用、公開することができる。

5 責任者は、教育用クラウドサービスの円滑な運用のため、必要に応じて、登録されている情報を削除することができる。

(利用者の遵守事項)

第18条 利用者は、教育用クラウドサービスの利用において、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 教育活動以外での利用をしてはならない。

(2) 教育活動及び情報セキュリティを害する行為をしてはならない。

(3) 他の利用者や第三者等を誹謗中傷するような行為、迷惑・不快感を与える行為をしてはならない。

(4) 教育活動上必要な範囲を超える個人情報を利用・登録してはならない。

また、区テナント外において個人情報を使用してはならない。

(5) 教育用クラウドサービスにアクセスする端末は、第10条を満たすものでなければならない。

(6) 教育用クラウドサービスの使用に必要なアカウント及びパスワード等の情報を第三者に漏洩すること及び第三者のユーザーアカウント及びパスワード等の情報を用いて利用することをしてはならない。

(7) 第三者のファイル、システムファイル等の利用が許可されていない資源にアクセスしてはならない。

(8) 学校等から指示のないアップロード等のファイル操作を行ってはならない。

(9) 教育用クラウドサービスの機能を使用して、第7条の利用者以外とデータを共有してはならない。

(10) 教育用クラウドサービスにて配信された映像の録画・録音、撮影、SNSへの投稿は行ってはならない。また、利用者向けに掲載された情報を無断でSNS等に公開してはならない。

(11) 責任者及び管理者の指導・指示に従わなければならない。

(12) 前各号に定めるものの他、学校等が別に定める運用ルール等に掲げる事項に従わなければならない。

2 管理者は、児童生徒に教育用クラウドサービスを初めて利用させる前に、前項の事項について指導し、理解させなければならない。

3 管理者は、利用者が第1項の遵守事項に反する行為を行った場合は、対象者に指導を行い、再発防止措置を講じなければならない。

4 責任者は、第1項の遵守事項に反する行為を行った利用者について、前項の指導により改善が見られない場合、当該利用者の継続的な利用が教育用クラウドサービスの円滑な運用や情報セキュリティを侵害する可能性

があると判断した場合は、当該利用者の教育用クラウドサービスの利用を停止することができる。

(区の遵守事項)

第19条 責任者、運用管理者、運用担当者、管理者及び教職員等は、「江戸川区個人情報保護条例」、「江戸川区教育情報セキュリティポリシー」、「江戸川区情報セキュリティポリシー」及び関連規程を遵守しなければならない。

(障害時・緊急時対応)

第20条 教育用クラウドサービスの利用において、情報セキュリティ侵害やシステムトラブル等の障害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、管理者は責任者に速やかに報告しなければならない。

2 責任者は、教育用クラウドサービス提供事業者等の関係者と協力して原因を調査のうえ、必要な措置を講じなければならない。

(免責事項)

第21条 区は、教育用クラウドサービスの中断・終了・変更・障害や故障及び誤操作等の利用者に起因する事項によって利用者に生じた損害に対して、責任を負わないものとする。

2 区は、予告なく教育用クラウドサービスの運用の変更・見直し、停止をすることができる。

3 教育用クラウドサービス利用に係る通信料について、学校等内におけるタブレット端末等及び区が貸与する通信機器での利用を除き、利用者負担とする。

(委任等)

第22条 責任者は、教育用クラウドサービス利用に関して本要領に依り難い場合には、最高責任者の許可を得て、例外措置を取ることができる。

2 その他、この要領の実施について必要な事項は、責任者が別に定める。